

平成 26 年度 第 1 回周南市環境基本計画推進委員会 議事録

日時 平成 26 年 12 月 22 日(月) 10:00~11:50

場所 周南市市民館 1 階 大会議室 1

1 開会

- ・ 出席委員 16 名

2 環境生活部長あいさつ

- ・ 環境生活部長あいさつ

3 新委員の紹介

- ・ 新委員 3 名を紹介

4 議事

(1) 周南市環境基本計画に基づく施策の進捗状況について

- ・ 事務局が平成 26 年版環境報告書(案)の内容を説明

<質疑応答> (凡例 委員:委、委員長:長、事務局:事)

委:2 ページですが、修正ミスだと思うが、下にある表について、棒グラフと線グラフがあるが、線グラフが昨年度のものと一緒にあるので、25 年度の値が入っていないのではないかと。説明文では、廃棄物の投棄が 59 件となっているが、表で見ると 70 数件になっている。この数値は 24 年度の値である。棒グラフの値は 25 年度の値に変わっているが、線グラフの数値は、20 年から 24 年の値がそのまま入っている。もう 1 点、3 ページの上の表だが、1 番上の住居地域の項目の合計が 64 件となっているが、横を足すと 70 になる。廃棄物投棄の数値がおかしいのではないかと。表では廃棄物投棄の項目の合計が 98 件となっているが、2 ページの説明では 59 件となっている。また「2 の大気の状態」の項目の 5 行目、「二酸化硫黄は基準を達成していますが、二黄、浮遊粒子状物質」とあるが、昨年の方章に二酸化硫黄と入っていたので、削除し忘れたのではないかと。二黄は必要ない。

事:こちらの確認不足だったので、もう一度確認して訂正する。

委:7 ページの「(3) 湖沼の状態」を見ると、初めて高瀬湖で COD が環境基準に達

成していない。これには理由があるのか。また、対策が取られているのか。

「(2) 海域の状況」では、表を見ると徳山湾のB点で、はじめてCODやT-N(トータル窒素)が環境基準を達成している。これは放流水などの排水の質が良くなったからなのか。今後もこの状況が続いていくという見方でいいのか。

事：徳山湾については、県の測定地点であるB点は、毎年達成、不達成を繰り返しており、今年度は達成している。ただし、海域の水質の状態が良くなっているのは間違いない。以前に比べると相当きれいになっている。透明度も増している。これは工場排水の良好な状態、下水道の普及、生活排水や事業系排水が良好になったためと考えている。ちなみに河川水につきましては、ものすごく良好な状態が続いている。このような河川水の状況が海域の状況につながっていると考えている。ですから、(2 ページ) 上段にある、錦川、夜市川、富田川、全て環境基準の達成状況がマルである。この表ではBODで評価しているが、CODの評価にもつながると考えている。(2 ページの) 下に書いてあるその他の河川水、市が測定している20河川、23地点、1番下でもB類型となっているので、非常にきれいな水となっている。東川でも鮎が住めるくらいきれいな水となっている。この状況が河川水の良好な状況につながっている。昨年はたしかに不達成であったが、達成・不達成を繰り返している。A海域については、基準も厳しいが、依然として未達成の状況が続いているので、引き続き、合併処理浄化槽であるとか、生活排水対策を進めて行かないといけないと考えている。湖沼については、高瀬湖が今年については環境基準に未達成となっていたが、達成・未達成を繰り返しており、毎年未達成という訳ではない。合併処理浄化槽の普及を進めているので、高瀬湖のある和田地区でも、合併処理浄化槽の普及を更に進めていきたいと考えている。

委：3ページの上の表ですが、57ページにある資料に「不法投案件数」が書いてあるが、廃棄物リサイクル課が掌握している数値で、不法投棄の数が載せてあると思うが、2ページ3ページ目はあくまで苦情を受け付けた件数なので、59件だと思う。そうやって見てくると、3ページの表の中の「廃棄物投棄」について上から数字が地域ごとに入れてあるが、合計が59件となっていないので、数字の入れ替えが必要。7ページ中段に出典として、「環境白書」・「山口県環境生活部」と書いてあるが、この中で「T-N(全窒素)」、「T-P(全リン)」のことが説明されている。例えば、T-N(全窒素)のところかというと、「窒素だけの重さで表したも

の」とあるが、おそらくこれは海水の濃度の話だと思うので、重さというよりは例えば「質量濃度」というような表現の方が正確ではないか。9 ページ目の「(2) 騒音と振動」の説明文で「振動は全ての地点で要請限度を下回っていました(達成率 100%)」と書いてある。振動は達成率 100%だが、前の文章で「騒音は国道 2 号の 1 地点のみ昼間の要請限度を超えていましたが」とあるので、このカッコ書きのところは、振動ということがわかるように、表現を工夫した方がいいのかなと思う。読み方次第だが、騒音も振動も達成率が 100%だと勘違いする人もいるのではないかな。

事: 1 点目の廃棄物投棄の苦情件数について、59 件というのはたしかに受付件数である。ただし、こちらの確認不足で 98 件が正しい数字と聞いているので、訂正したい。2 点目については、ご指摘のとおり、重さではわからないので、質量濃度に変更する。3 点目についても、ご指摘のとおりなので、誤解のない表現にしたいと思う。

委: 11 ページの「6. 下水道、集落排水の普及等の状況」の項目について、表が 2 つあり、「公共下水道」・「集落排水事業」・「合併浄化槽」の 3 つの下水道があると理解しているが、(11 ページの) 下の表の「公共下水道の普及状況」というのは、上の表の「公共下水道」だけについて詳細を示されたものかなと思ったのだが、行政人口の 148,908 人というのは、周南市の総人口だと思う。そうすると下の表の公共下水道の「行政区域人口」が 148,908 人ということで、上の表の行政区域人口と一緒である。ということは、集落排水と合併処理浄化槽の行政区域人口がどうなっているのかと思う。もう 1 つは、公共下水道の上の表の「処理人口 B」というのは、処理区域人口だと思うのだが、というのは、127,569 人というのが、下の表の公共下水道のところで、処理区域人口が公共下水道で 127,569 人となっている。ですから、集落排水の方は、下の表には入っていないということになるのか。その辺りの数字を混同されているのではないかな。

事: わかりにくい表を掲載しており、たしかに混同する様な表だと思う。上の表は、生活排水処理形態ということで、公共下水、集落排水、合併浄化槽という 3 つについて書いている。下の表は、公共下水道 1 本で書いている。公共下水道の水洗化人口だが、左にある 127,569 人に対して、121,167 人ということで、全体の水洗化人口、計画人口のようなものを表している。ただし、実際の普及率となると 85.7%に留まっているというのが、公共下水道の表現となっている。この 85.7%

に対応したものは、上の表にある公共下水道の普及率 85.7%で、実際に下水に流れた方の人口と考えている。普及率が処理人口なので、148,908 人を分母にすると下水道の普及率は 85.7%であって、水洗化率というのは、現時点で実際に水洗化が行われている人口になるので、121,167 人に対して、分母が 127,569 人となっている。委員の言われたとおり、非常にわかりにくい表だと思うので、この辺りは工夫したいと思う。上の表だけで十分であったと思う。上の表が周南市でいう下水道ということになるので、水洗化率普及率だけで考えると、94.7%となっている。ただ、実際に水洗化が進んでいる地域となると、約 90%という数字となっているので、89.8%というのが進捗率である。この辺りの数字は紛らわしいので、下の表については、削除の方向で検討したいと思う。

委：下の表を削除すると、水洗化率の 95%という根拠がなくなると思うので、下の表も必要ではないかと思う。公共下水道の行政区域人口が、148,908 人というのが、違うのではないか。下の表が公共下水道ではなくて、全部の下水道を言っているのではないか。そうすると処理人口の 127,569 人というのが、合致しなくなる。処理人口が 14 万なら合致すると思う。

事：分かりにくい表で申し訳ない。95%という水洗化率は、下水道の計画区域の人口である 127,569 人が分母である。それに対して、今普及している水洗化人口というのは、実際の人口である。それが 121,167 人である。この 121,167 人を 127,569 人で除したものが、95%になるので、実際にこの数字に意味があると言われると、上の表の数字と整合性がないので、削除したいと思う。実際の市の水洗化の普及率は、上の表の 94.7%ということになるので、公共下水・集落排水・合併処理浄化槽を合わせたものが、水洗化ということになるので、これもまた、単独浄化槽等を加えると数字は違ってくるが、現時点で公共下水道、水処理されたものとして考えると、94.7%となる。これは分母が 148,908 人に対してのものである。95%というのは、もう一度繰り返すと、127,569 人を分母としたものなので、誤解があるので、削除させてもらいたい。

委：今の質問に関連してだが、17 ページに「(1) 生活排水対策の推進」ということで、1 番上の表があるが、こちらに行政人口に対する割合として、84.6%という数字が出てくる。11 ページの表と同じカラミだと思うが、この辺りの整理をスッキリさせるといいと思う。あちこちに数字が出てくるので、混乱してしまうので、正直なところだと思う。

事：ご指摘ありがとうございます。よく整理して再度お示ししたいと思う。

委：44 ページからの「低酸素社会の実現を目指すまちづくり」の基本方針は、「温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる低炭素社会の構築を図ります。」となっているが、これは周南市の森林の面積が 80%くらいあり、海域もあるのでコンビナートがあっても、海域や森林で CO2 を吸収することができるということで、こういった目標になったと思うが、44 ページの表では、平成 23 年度までの二酸化炭素の排出量の推移というのが載っており、平成 23 年度には 1,600 トンという年間の数値が出ている。この数字は、自然が吸収する CO2 に対して、満足している値なのか。それともそうでないのか。

事：私どもでは、自然が吸収する CO2 について、2005 年に「省エネルギービジョン」とか「新エネルギービジョン」を出した当時の数字は持っているが、近年、森林の吸収する CO2 についての数字は持っていない。新たな環境基本計画で掲げている目標は、市役所の CO2 削減量ということで、約 10%の削減を目標としている。環境報告書の 45 ページでいえば、下の表（周南市役所 CO2 排出量の推移）の平成 20 年度に比べて、約 10%の削減を環境基本計画の目標として定めている。CO2 に関しては、いろいろな算定方法があるが、1 番わかりやすいのが省エネルギー法で定めている事業所ごとの CO2 の排出量である。44 ページにある 16,000 トンについても、省エネルギー法に基づいて環境省が集めた数字を私どもがいただいて集計したものである。これはあくまでも、各事業所から排出される CO2 の排出量なので、先ほどおっしゃられた森林からの吸収量については、反映した数字にはなっていない。具体的な数値目標については、市役所の CO2 の排出量として定めている。昨今は原子力発電所の影響もあって、周南市役所が使っている電気の 80%は電力会社に頼っている状況であり、その中で CO2 の係数が大きくなっているために、当初予定していた 33,000 トンから削減しつつあったが、平成 25 年度については、39,600 トンという大きな数字となっている。46 ページでは、実際に市役所で使っているエネルギーの原油換算値の推移を示しているが、平成 20 年度に比べて、各施設（フェニックスなど）が稼働している関係で、原油換算値が平成 23 年度に増加した傾向にあった。その後、徐々に省エネを進めていった結果、15,131 キロリットルという数字になっている。

委：私がお聞きしたのは、44 ページにある平成 23 年度の「産業部門」・「業務部門」・「家庭部門」・「運輸部門」の全部で周南市ではこういう数字（16,096 トン）が

出ている。その数字が、海域が吸収する CO2 と森林が吸収する CO2 以下であるのかどうなのかというのを、せつかく基本目標として「自然が吸収できる量以内にとどめる」と作成したので、それに対してどういう数字かを確認したかった。前期の基本方針では、「自然が吸収できる量以内にとどめる」という言葉は入っていなかった。この部分だけ平成 22 年度に変更されているので、そういう方針があったのだらうと思ってお聞きした。これは数値目標にはしないということか、あるいは、海域で吸収する CO2 量や森林で吸収する CO2 量は把握できないということなら理解できる。

会：最近のデータはないという事務局の回答だったと思うが、何年か前でも 1 つでもデータがあればそれと比較してどれくらいなのかということが言えるとは思う。かなり大きいのか、それくらいなのか。

委：海域をどこまでにするかという問題もある。

会：非常に難しいと思う。自然が吸収できる CO2 をどの程度か、どのように見積もるのか。ひとつの私策でもあればお願いしたい。

事：申し訳ないが、今は数字も持っていない。過去においては評価したことはある。目標としては、温暖化としての目標として書いているが、先ほど述べたようにここに出している数字は排出される二酸化炭素ということである。ですから、海域とか森林の影響は加味していない。数値的には持っていない。

委：ふれあいの森に小学生がいろいろな仕事を体験したいと訪れるので、県の資料を元に独自に資料をつくっている。今覚えていないが、人間一人当たりの排出量を杉の木、ヒノキが何本でカバーするかということの積み上げである程度は分かるかもしれないと思う。よく覚えていないが、杉、ヒノキが何百本と必要である。良いか悪いかはわからないが、それを工場の排出量で計算したらとてつもない数字になり、なんとか日本全国明るい話になるはずだが、地球温暖化という話もないくらい、排出量は大きいということである。だから、目標に書いてあるのが、良いのか悪いのかわからない。数値的に調べたら多分、どうにもならないと思う。私の認識では、人間が排出する量だけでもカバーできない気がする。

会：ということは、この目標が過大すぎるということか。

委：素人だから何とも言えない。

会：どこかでちょっとした「エコベーション」するべきである。好ましい値に比べて実際に出ている CO2 が何倍なのか、10 倍なのか、100 倍なのか。どこかでやっ

ていく必要があるかもしれない。ここでは解決できないので、課題としたい。

委：30 ページに1つ追加して欲しいのは、県の出先機関の「公益財団法人山口県ひとづくり財団」に「県民学習部」もありますし、その中には「生涯学習推進センター」、「環境学習推進センター」もホームページで出てくる。それと「教務自治研修部」、「社会福祉研修部」も出てくる。そのホームページを掲載して欲しいと思う。30 ページには、周南市の人材バンクは掲載してあるが、県の人材バンクも、いろいろな特技を持っておられる方が無料で体験出前講座の講師として来てくれるので、追加で掲載して欲しい。

事：掲載したいと思う。

委：44 ページ、45 ページについて、「市役所における温室効果ガスの排出状況」で電気事業者別CO₂ 排出係数は、原発の稼働率が下がってくるとこれが上がるという話だが、こういったデータをここであえて出す必要があるのかどうかを議論する必要があると思う。

事：部内でも議論したが、46 ページに載せている「原油換算値」という方がノーマルであると考えている。今回はこのまま素直に載せているが、平成20年度のCO₂ 排出係数ですべて計算して25年度までいくというのも相対的な比較でいうと正しいかと思う。ですが、今時点で「これだけ二酸化炭素が出ている」という表示の意味もあったので、原油換算値と二酸化炭素の表を出している。

委：そうしますと、45 ページの上の表の「家庭におけるエネルギー消費状況」も同様な評価がいてのではないかと思う。電力の送付によって変わるというところのその対比がいてのではないかと思う。

事：電力につきましては、キロワットと都市ガスの使用量ですが、電力使用量として書いているので、今言われた二酸化炭素の係数ではないと思う。私どもとしては、グロスというか数字を出している。

会：いろいろ見てもらっていると思うが、先に議案もあるので、これまでの意見を踏まえて、事務局は必要な修正を加えて、平成26年度の環境報告書を作成してもらいたい。

(2) 第2次周南市環境基本計画（案）について

- ・ 第2次周南市環境基本計画策定（案）の内容を説明

<質疑応答>

委：17 ページの「(2) 再生可能エネルギー」の項目で、「再生可能エネルギーの導入にブレーキがかかりつつあります。」というところだが、水素の車や太陽光発電に興味、関心を持っていたとしても、設置するとなるとまとまったお金が必要ですし、太陽光発電に対しても、設置した人のお金が設置していない自分に振りかかってきて、電気代が高くなるのならという理由で、後ろ向きな数字になっていると思う。これは当たり前のことだと思う。今は水素の燃料電池の車とか、太陽光発電に市もすごく力を入れようと前向きに進んでいる。しかしながら、このように後ろ向きな数字が出るということは、小さい時からの小学校からの環境学習の土台が大変必要だと思う。今年の「キッズ・エコチャレンジ」でも家庭でのティッシュの使用量を減らすとか、冷蔵庫を開ける時間を短くするとか出てきましたが、ささやかな自分が出来そうな省エネの啓発や、17 ページの下から 3 行目にも「啓発を図っていく必要があります。」という課題が書いてあるので、小学生からの体験学習の土台が必要と思う。そこで、環境報告書の 64 ページの「I 環境の現状」で、上から 6 行までは環境学習について書いてあり、その下には公園とかポイ捨てのことが書いてあるが、これらを一緒にしないで、もう少し環境学習のページに力を入れて増やして欲しい。公園とかポス捨てとかについては、41 ページに移したらどうだろうか。41 ページにここの文言と 73 ページから 78 ページの報告書も 41 ページに持って行き、将来を担う子ども達への環境学習と大人のグループでの啓発、体験学習は、ページを増やして欲しいと思う。周南市はこの辺りが力不足かと思う。土台づくりの啓発に、ぜひホームページ 2 箇所と県の出先 1 箇所、地球温暖化防止活動推進委員のホームページもそこに掲載して欲しい。環境ボランティアの下の 64 ページにホームページが掲載してあれば、学校の先生方にも見ていただけると思う。

事：環境教育については、非常に重要なことだと思っているので、環境報告書に掲載するだけでなく、市の環境政策課のホームページにも載せて啓発していきたい。

会：環境教育に力を入れていただきたいという強い思いを実現できるような方向で基本政策の中に反映させていただきたい。

委：21 ページに水素サプライチェーンの記述があるが、私の認識ではこれほど危険

な水素を何でここまでするのかと疑問である。このような危険な物質をなぜ民事にこれだけ使っているのか。水素が周南の特徴として、生産性も良く余剰製品として出てきているのなら、民事で使わないで工場ですべきではないかと思うし、国策ですべきで市レベルですべきではない。もし水素が大量に工場に余っているのなら、工場ですべきを国策としてするべきである。絵を書くのは簡単だが、よほどの裏付けがない限り、市民の生活に持ち込むのは今のレベルでは非常に難しいと思う。

事：水素が危険ということは承知しているが、昨今の技術開発は素晴らしく、液化水素技術というものが開発されて、安全に水素を取り扱うことが出来ると聞いている。委員からご指摘を受けて、水素の安全性について、もっと PR しなければいけないと感じている。国の方でも、15 ページに書いているが、水素実現に向けた「水素・燃料電池戦略ロードマップ」をまとめており、周南市がいち早く取り組み始めたので、力を入れてもらっている。水素ステーションは来年 5 月にはオープン予定であり、水素の自動車の導入も市として検討している。年間で 700 台程度しか生産されないのだから、目標は先ほど 580 台から 340 台にしたが、周南市に水素が入ってきて、将来は太陽光発電などで、クリーンな二酸化炭素の中で水素をつくるということも国の方で検討されている。そういうことができれば、クリーンエネルギーとして、低酸素社会にとっては有効なエネルギーであり、国産のエネルギーであるので、大変有効だと思う。水素の安全性についてはもっと PR していきたい。

委：水素は危険だというイメージがある。

会：技術の進歩は素晴らしく、徳山高専の方でも関わって取り組まれている。ただし、啓蒙は大事である。

委：41 ページの「2 自然環境の保全」の項目で、体系図には、施策として「森林の保全」・「農地の保全」・「海辺など自然環境の保全」の 3 つがあるが、推進施策の展開には、「森林の保全」について書かれていない。何か理由があるのか。あった方がいいと思う。

事：最終的な調整の中で、森林については、第 5 節（大気・水環境などの保全）でふれることとなったため、「2 自然環境の保全」では、農地の保全だけ残ってしまったという事情がある。森林についてどちらで取り扱うかについては、内部的に調整させて欲しい。

委：先日、雪が降った時に竹藪の竹がしなって、道が塞がれていたことがあった。また、朝日新聞に「山口森林づくり県民税継続へ」という記事が掲載してあった。山口森林づくり県民税として、500円取られているとのことだが、住民税、県民税の用紙を確認してもどこにも書いていない。500円も取られていることを初めて知った。年間5億というお金がつきこまれているらしいが、そのお金はどう活かされているか。国土の3分の2が森林であるこの日本では、CO2や温暖化の問題がある。12月4日の新聞では、日本の杉、ヒノキの問題をテーマとしたシンポジウムが開催されたと書いてあった。その中でも、森林による二酸化炭素吸収の機能が下がっていることが取り上げられている。周南市ではそのような対策はとられているのか。また、5億というお金がどのように使われるのかがまったく見えてこない。もう少し具体的な対策が見えればいいと思うが、どのように考えているか。

会：今ご指摘いただいたことに関して、回答できる方はいらっしゃいますか。500円取られているとのことですが。

委：私どものところでは、森林税をいただいて、素晴らしいトイレをつくってもらった。なぜかという、(ふれあいの森が)森を再生する拠点だからである。森林税については、いろいろな使い方がある。年度末の白書にも出ている。詳しいことが知りたいのなら、県の農林事務所聞いてみればいい。かなり審議されながら、どこにいくら使うかまで設計されて使われている。この活動は全国的に広がっていくことは間違いない。山口県が始めた頃は、全国でも2番目か3番目であった。今では全国に広がってきており、私の記憶では、47都道府県の中の半数まではいかないが、森林税を取っている。1番恩恵を受けている大都市ではまったくそのような活動がないことをおかしいと思っているが、山口県は先進的な取り組みをしていると思う。実績も上がっている。詳しいことを知りたいなら、県の農林事務所に行けば詳しい資料がある。森林税について、県民すべてに周知するのは難しいと思う。

委：今のところ周南市では、森林組合による市有林の管理や市の関連施設で森林税を使っていると思う。まだ竹まではいっていないのではないかと。企業のトクヤマや東ソーのバイオマス発電で、石炭の中に3%バイオマスを混ぜているが、それは県外からの家の解体のチップを使っている。森林税は、今は市有林のみだが、将来的には民間の荒れた山にも入るためのものだと思うので、民間の荒

れた山にも光が入るようになって、山崩れしないようになるための段階だと思う。まず大企業が入荷しやすい解体チップではなくて、間伐材とか竹を使って欲しいと思う。

委：山口森林づくり県民税については、県の職員ではないが説明させてもらおうと、平成17年4月1日から導入されており、平成21年度を最終年度としていたが、税の導入効果を検証した結果、実施期間が5年間延長された。税の趣旨については、委員からご提言もありましたように「水源のかん養」とか「快適な生活環境の形成」とか、森林の持つ多面的な機能を持続的に発展させるということで、ご紹介のありましたように個人の方は500円。法人の方もいろいろなケースがあるようだが年額1,000円から40,000円の間を払っていただくようになっている。使途の明細については、県の農林事務所が主体になっており、市にもご提案があるが、PR不足の面もあるが、先ほどお話にあった竹繁茂については、竹が生えることにより森林が荒らされるということがあるので、竹害を防止するため、竹を切っている。また、荒廃した杉やヒノキを森林組合と協同で伐採して、広葉樹を植えている。トイレの整備などの生活環境の整備にも使われている。山口県森林づくりビジョンに基づいていろいろな事業に取り組まれている。PRに関しては、県と相談したいと思う。

委：43ページの「(2) 自然とのふれあいの場の活用、整備」のところに表があると思うが、文化財の名称で国指定、県指定とあるので、ここに市の指定もあれば入れた方がいいのではないか。市の指定はありますか。

事：環境報告書にあるデータをこちらにも入れさせていただきたいと思う。

委：62ページに「大気、水質環境基準の達成・維持」の目標があるが、これを見ると二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素とも現状が100%で平成31年も100%を目指すとあるが、この辺りは過年度を見ても十分達成されているところだが、あえて目標に入れる必要があるのか。

事：私どもでもいろいろと悩んだところではあるが、県の環境基本計画でも目標として掲載してある。比較論ではないが、県が掲載しているものを市が掲載しないのはどうなのかというところもある。

事：たしかに掲載しなくてもいいのではないかと、という意見もあるが、100%達成しているという安心感を市民の方にも示していくのも大事だと考えている。

委：環境報告書の67ページと68ページに京都大学が公園花とみどり課と連携して

実施している公開講座が、去年も2回あったのでそれも掲載して欲しい。京都大学が実施しているのは、「森・里・海との連携学」なのでここに関係あると思う。

事：掲載したいと思う。他にもここに漏れているものがあると思うので、ご指摘いただいたものについては掲載したい。

会：いろいろご審議していただいた内容を踏まえて、事務局は今後の計画策定に向けた事務を進めていただきたいと思います。

事：環境基本計画の今後のスケジュールだが、今日の皆様からのご意見を踏まえて、修正案については1月の初旬に作成し、皆さんに送らせていただきたい。1月23日からパブリックコメントを1ヶ月間実施する予定であり、パブリックコメント終了後、また皆さんにお集まりいただき、最終案を取りまとめる。その最終案を環境審議会に報告し、最終案としたいと考えている。パブリックコメントまでに修正等があれば、事務局までご連絡いただければ修正いたしますので、もう1度見直しをお願いしたい。

5 その他

- ・ 事務局がEPO中国のパンフレットについて説明した。

閉会